

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
小平市は、新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
小平市長

公表日
令和5年9月30日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>予防接種法に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウィルスワクチンの接種状況の記録等を行う。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)では、次の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウィルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康情報管理システム
②システムの機能	<p>1. 照会機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を表示する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。</p> <p>2. 入力機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力する。</p> <p>3. 予防接種対象者等への発行機能 指定した予防接種の対象者を抽出し、一覧表、予防接種券(シール)等を出力する。</p> <p>4. ファイル作成機能 新型コロナワクチンの対象者情報について、ワクチン接種記録システム(VRS)登録用CSVファイルを作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名
②システムの機能	<p>1. 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する。</p> <p>4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバー、既存住基システム及び団体内統合宛名との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号等を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れの削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	
④システムの名称	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 [ ] 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<p>1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録          2. 接種記録の管理          3. 転出／死亡時等のフラグ設定          4. 他市区町村への接種記録の照会・提供          5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会          6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施          7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>
③他のシステムとの接続	
④システムの名称	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 [ ] 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 健康情報管理システム )

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
新型コロナワクチン接種記録ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第1 10の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報提供の根拠: 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2</p> <p>情報照会の根拠: 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	小平市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	本市の住民基本台帳に記録されている予防接種の対象となる者	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<p>&lt;個人番号、その他識別情報&gt; 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有する。</p> <p>&lt;4情報、その他住民票関係情報&gt; 予防接種の対象者であることを正確に特定するために保有する。</p> <p>&lt;健康・医療関係情報(予防接種に関する情報)&gt; 予防接種の接種実績、接種記録を適正に管理するために保有する。</p>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	令和3年4月1日	
⑥事務担当部署	健康福祉部健康推進課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <span style="color:red;">※</span>		[ <input checked="" type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input checked="" type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民部市民課 ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及びワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付センターシステム )
②入手方法		[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )
③使用目的 <span style="color:red;">※</span>		予防接種の実施に関する住民情報、接種記録の管理を適正に行うため
④使用の主体	使用部署	健康福祉部健康推進課
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会とともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合		本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年4月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ]	<選択肢> 1) 委託する    2) 委託しない ( 1 ) 件
<b>委託事項1</b>	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満    2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満    4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ]
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 1 ) 件	[ ] 移転を行っている ( ) 件
	[ ] 行っていない	
<b>提供先1</b>	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第16号	
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満    2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満    4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ○ ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )	
⑦時期・頻度	本市への転入者について、転出先市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>&lt;小平市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</li></ul> <p>&lt;システム保管データセンターにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部侵入防止として、24時間有人監視、監視カメラの設置をしている。</li><li>・入退出管理として、ICカード、生体認証による入退出管理をしている。</li><li>・センターへの立ち入りの際は警備員、受付、フランパーゲート、金属探知ゲートにて入退出管理を行い、さらにサーバーが設置されている部屋では、共連れ入室チェック、電子錠ラックのセキュリティを行っている。</li><li>・サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</li></ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサー バ室への入館を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li><li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li></ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li><li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li><li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li><li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li><li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li></ul>
--------	--

## 7. 備考

<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。</li><li>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</li></ul> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>
--

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>
<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>リスクへの対策は十分か</p> <p>特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>＜既存住基システムにおける措置＞</p> <p>①本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>②平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSIにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</p> <p>③正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、当市の接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上でワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのには、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	

3. 特定個人情報の使用						
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要ない情報との紐付けが行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;既存住基システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を利用しない業務では、個人番号が紐付けされないようにシステム上で担保する。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場等では、接種券番号の読み取末端(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>					
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている					
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない					
具体的な管理方法	<p>&lt;既存住基システムにおける措置&gt;</p> <p>生体認証による操作者認証を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、当市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</li> </ul>					
その他の措置の内容	<p>&lt;既存住基システムにおける措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID（以下「共用ID」という。）を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動／退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザーID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>					
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている					
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行なう職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確實に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>②特定個人情報を使用する場合を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・本市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の適正な管理</li> <li>・個人情報の消去及び廃棄</li> <li>・目的外使用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・複写複製の禁止</li> <li>・資料等の受け渡し及び搬送の際の安全の確保</li> <li>・作業場所の特定</li> <li>・教育の実施</li> </ul>			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない		
具体的な方法				
その他の措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール／消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置				
—				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)				[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法第3条(基本理念)、第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)等の規定に基づき、厳格な運用を行う。</p> <p>なお、特定個人情報の提供・移転に係るルールの詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。</p>			
その他の措置の内容	—			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>・転出元市区町村への個人番号の提供</p> <p>本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。</p> <p>②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電子を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p> <p>・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</p> <p>・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>(1)宛名システムとの連携では以下の措置を行っている。 ・中間サーバーとの連携内容のアクセスログを記録し、不正な提供が行われていないかを監視する。 ・中間サーバーからの要求内容のみ提供を行うように、システム上担保している。</p> <p>(2)中間サーバー・ソフトウェアでは以下の措置を行っている。 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[      十分である      ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>(1)宛名システムとの連携では以下の措置を行っている。 ・中間サーバーとの連携内容のアクセスログを記録し、不正な提供が行われていないかを監視する。 ・中間サーバーからの要求内容のみ提供を行うように、システム上担保している。</p> <p>(2)中間サーバー・ソフトウェア(※1)との連携では以下の措置を行っている。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リスト(※2)を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体(情報照会機関)からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体(情報提供機関)による特定個人情報の提供それに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群を指す。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[      十分である      ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
(1)中間サーバー・ソフトウェアにおける措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul>			
(2)中間サーバー・プラットフォーム(※)における措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと団体については暗号化や認証等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>			
(※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るために、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。			

7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①事故発生時手順の策定・周知	[   十分に行っている   ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[   発生なし   ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし						
その内容	—							
再発防止策の内容	—							
その他の措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p>【物理的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>【技術的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> <li>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> </li> <li>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> </li> </ul>							
リスクへの対策は十分か	[   十分である   ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
—								
8. 監査								
実施の有無	[   ] 自己点検 [   ○   ] 内部監査 [   ] 外部監査							
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[   十分に行っている   ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
具体的な方法	<p>&lt;小平市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員に対して、個人情報保護に関する研修を実施する。</li> <li>・委託先においては、全従業員に対し、eラーニング等による個人情報保護、情報漏えい防止、機密情報管理に関する基礎を授ける教育を行う。また、各役割に応じた教育プログラムを設け、必要に応じて集合教育を行う。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>							
10. その他のリスク対策								
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>								

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700
②請求方法	書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉部 健康推進課 〒187-0043 小平市学園東町1丁目19番12号 電話番号042-346-3700
②対応方法	問合せ内容及びその対応について、記録に残す。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和3年11月24日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	-	6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 の新設	事後	電子証明書交付開始のため
令和4年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	-	7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 の新設	事後	証明書コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	-	[○]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会とともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。	事後	文言の修正
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	文言の修正
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2)委託しない	1)委託する	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため

令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	-	10人以上50人未満	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	-	株式会社ミラボ	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ④再委託先の有無	-	再委託しない	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	-	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。の新設	事後	電子証明書交付開始のため
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	-	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。の新設	事後	証明書コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	(別添1)ファイル記録項目	接種回(1回目/2回目)	接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	文言の修正
令和4年9月16日	(別添1)ファイル記録項目	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン種類(※)</li> <li>・製品名(※)</li> <li>・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)</li> <li>・証明書ID(※)</li> <li>・証明書発行年月日(※)</li> </ul> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ の新設</p>	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	IIIリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	文言の修正

令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	② 転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	② 他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上でワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	文言の修正
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	-	③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 の新設	事後	他市町村への接種記録照会の運用の変更のため
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手	事後	項番修正
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	-	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 の新設	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため

令和4年9月16日	<p>Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>-</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 の新設</li> </ul>	事後	電子証明書交付開始のため
-----------	--	----------	--	----	--------------

令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> <li>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> <li>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 の新設</li> </ul>	事後	証明書コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</li> </ul>	<p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> </ul>	事後	文言の修正
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[ ]委託しない	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため

令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	-	1 定めている	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の適正な管理</li> <li>・個人情報の消去及び廃棄</li> <li>・目的外使用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・複写複製の禁止</li> <li>・資料等の受け渡し及び搬送の際の安全の確保</li> <li>・作業場所の特定</li> <li>・教育の実施</li> </ul> の新設	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	-	4) 再委託していない	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	-	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール／消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置の新設</li> </ul> </li> </ul>	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため

令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	-	2) 十分である	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	該当箇所参照	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 の新設	事後	電子証明書交付、コンビニ交付開始のため
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	文言の修正
令和4年9月16日	Ⅲリスク対策 10. その他 のリスク対策	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	文言の修正
令和5年9月8日	(別添1)ファイル記録項目	接種回(1回目/2回目/3回目)	接種回	事後	文言の修正
令和5年9月8日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理	・ワクチン接種記録システムへのログイン用の ユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請 した者に限定して発行される。	・ワクチン接種記録システムへのログイン用の ユーザIDは、当市区町村が指定する管理者が 認めた者に限定して発行される。	事後	文言の修正

令和5年9月8日	III リスク対策 人情報の使用 置の内容	3. 特定個 その他の措	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動／退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	事後	アクセス権限のセキュリティ強化
令和5年9月8日	III リスク対策 8. 監査	[○]自己点検	[○]内部監査	事後	監査の変更